

No.	事業名	事業概要	平成15年度計画	平成15年度実績	所管局
(3) 家庭との両立支援					
子育てに対する支援					
ア．保育サービスの充実					
22	認証保育所の設置促進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の設置を促進する。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型がある。	・A型 110カ所 ・B型 100カ所	・A型 131カ所 ・B型 68カ所	福祉局
23	認証保育所に関する不動産取得税、固定資産税等の減免	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税及び区部の固定資産税・都市計画税を減免する。	・固定資産税 21所 ・不動産取得税 10所	・固定資産税 16所 ・不動産取得税 4所	主税局
24	保育所待機児童（0歳児、1歳児）の解消	増大している0，1歳児の保育所入所待機を早期に解消するため、0，1歳児の受入枠の拡大を図る。	零歳児保育特別対策 1,127ヶ所	零歳児保育特別対策 市町村部 423ヶ所 (区部財調)	福祉局
25	延長保育	就労形態の多様化等により、高まっている要望に応えるために延長保育事業の充実を図る。	989カ所	926カ所	福祉局
26	病後児保育	保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う。	45カ所	45カ所	福祉局
27	休日保育	日曜・祝祭日等の休日に保護者の勤務等による保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業に対し、補助を行う。	16カ所	15カ所	福祉局
28	私立幼稚園預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助する。	546園	559園	生活文化局
29	保育室・家庭福祉員の活用	区市町村が実施する保育室運営事業及び家庭福祉員事業の補助を行う。	・保育室 2,632人 ・家庭福祉員 1,469人	・保育室 2,692人 ・家庭福祉員 1,387人	福祉局
30	認可外保育施設保育従事者研修会の実施	認可外保育施設の職員に対し、業務に必要な知識を付与し、技能を修得させることにより、その資質の向上を図り、子どもの福祉を推進する。	・研修対象者数 1,400人	・研修対象者数 1,500人	福祉局
イ．地域での子育て支援					
31	心の東京革命の推進	次代を担う子どもたちを健やかに育てるため、関係団体や都民と連携して、子育てに悩む親への気軽な相談相手となる「心の東京革命アドバイザー」を各地域で養成する。また、このアドバイザーを子育て支援施設や母親学級に派遣し、乳幼児期の子どもをもつ親を対象にした子育て講座（「心の東京塾」）等を実施する。	・アドバイザーの育成・活用 チーフアドバイザー 35人養成 地域アドバイザー 800人 ・心の東京塾（子育て講座） 106カ所（母親学級・幼稚園等）	・アドバイザーの育成・活用 チーフアドバイザー 33人養成 地域アドバイザー 202人 ・心の東京塾（子育て講座） 91カ所（母親学級・幼稚園等）	生活文化局
32	子ども家庭在宅サービス	区市町村が行うショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時保育事業及び産後支援ヘルパー事業に対し、その経費の一部を補助する。	ショートステイ、トワイライトステイ等、一時保育（訪問型含む。）、産後支援ヘルパー 計120,657日	ショートステイ、トワイライトステイ等、一時保育（訪問型含む。）、産後支援ヘルパー 計153,393日	福祉局
33	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービスの提供・調整、援助計画の作成・実施、地域組織化等を行う子ども家庭支援センター事業を実施する区市町村へ一定の補助を行う。 15年度より、児童相談所と連携した見守りサポート事業、虐待防止支援訪問事業等を行う先駆型子ども家庭支援センターを創設。	先駆型3カ所 従来型44ヶ所	先駆型3カ所 従来型46ヶ所	福祉局
34	子育てひろば事業の推進	区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所（保育所・児童館等）で「たまり場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援などを行う事業を実施する場合に一定の補助を行う。	A型437カ所 B型20カ所 C型7カ所	A型310カ所 B型19カ所 C型2カ所	福祉局

No.	事業名	事業概要	平成15年度計画	平成15年度実績	所管局
35	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行う。	4 7 2 クラブ	4 6 6 クラブ	福 祉 局
36	児童相談所の運営	18歳未満の子どもに関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行う。	1 1 カ所	1 1 カ所	福 祉 局
37	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかける。設立した区市町村に対して補助する。	・設置促進事業 設置促進会議の開催 1 回 アドバイザー研修会の開催 1 回 普及啓発資料の発行 1, 0 0 0 部 ・相互援助事業 設立区市町への助成 4 0 ヶ所 設立区市町への助言	・設置促進事業 設置促進会議の開催 1 回 アドバイザー研修会の開催 1 回 普及啓発資料の発行 1, 0 0 0 部 ・相互援助事業 設立区市町への助成 3 7 ヶ所 設立区市町への助言	産業労働局 産業労働局
38	子育てパートナー事業の実施	地域の子育て経験者等が子育てに不安や悩みを抱える親や家庭を支援する仕組みをつくる。	・モデル実施 8 区市 ・子育て支援連絡協議会 年 4 回 ・地域経験交流集会 年 1 回	・モデル実施 6 区市 ・子育て支援連絡協議会 年 4 回 ・地域経験交流集会 年 1 回	教 育 庁
39	父親の家庭教育参画促進事業	企業等の協力を得て、広く都民にPRし、父親の家庭教育への参画を促す事業を実施する。	年 3 回	年 3 回	教 育 庁
40	児童虐待防止への取組の推進	関係機関が連携して、児童虐待の早期発見、迅速かつ的確な対応を図る。	家庭内等における暴力問題対策連絡会議を通して実施(No.65参照) 児童相談所の運営(No.36参照) 乳幼児健診強化推進事業 2 6 市町村 健全育成の観点からの連携 通常業務を通して実施	家庭内等における暴力問題対策連絡会議を通して実施(No.65参照) 児童相談所の運営(No.36参照) 乳幼児健診強化推進事業 2 2 市町村 (育児等健康支援事業へ組替え) 健全育成の観点からの連携 通常業務を通して実施	生活文化局 福 祉 局 健 康 局 教 育 庁 警 視 庁
133 (新規)	(H15より新規)児童虐待防止区市町村ネットワークの整備	地域における児童虐待の防止と早期発見に努めるため、地域の関係機関から構成する児童虐待防止協議会を設置し、区市町村における児童虐待防止ネットワークの連携を図る。	3 7 ヶ所	1 8 カ所	福 祉 局
ウ．ひとり親家庭への支援等					
41	ひとり親家庭総合支援事業の実施	ひとり親家庭に対して、区市町村が実施する各種メニュー事業への補助を行う。	2 0 区市町村	1 2 区市町村	福 祉 局
42	ひとり親家庭等電話相談事業の実施	日々就労や家事等に追われているひとり親家庭等に対し、利用しやすい日・祝日に電話相談を行う。	6 4 日	6 5 日	福 祉 局
43	母子自立支援員	経済上の問題、児童の就学・就職の問題等に関して、母子家庭からの相談に応じる。	2 7 名(市、西多摩福祉事務所)	2 7 名(市、西多摩福祉事務所)	福 祉 局
44	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助する。	1 2 8, 0 8 6 時間	1 2 8, 5 0 7 時間	福 祉 局
45	母子福祉資金の貸付	配偶者のいない女性で現に児童を扶養しているものに対し、各種資金の貸付けを行う。	1 4, 7 9 1 件	8, 6 1 1 件	福 祉 局
46	公共職業訓練手当の支給	公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中訓練手当を支給する。	職業訓練手当の支給 総定員 4 2 9 名	職業訓練手当の支給 総定員 3 9 0 名	産業労働局
47	ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	・ひとり親家庭に対する都営住宅の入居を拡大するために、ポイント方式による選考等を行う。 ・ひとり親家庭に対する都営住宅の入居を拡大するために、抽選方式による選考の際に、一般に比べて7倍程度の優遇抽選を行う。(平成15年度新規) ・母子生活支援施設転出者に対する都営住宅の入居の拡大 ・母子アパートの受付・入居	・年2回募集 - ・年2回割り当て 6 8 戸(年間) ・年6回受付	・年2回募集(2月、8月) ・年2回募集(5月、11月) ・年2回割り当て 4 0 戸(年間) ・年6回受付	住 宅 局

No.	事業名	事業概要	平成15年度計画	平成15年度実績	所管局
エ．育児休業等の支援及び情報提供					
48	育児・介護休業者生活資金の融資	中小企業に働く従業員で、育児又は介護休業を取得する人に都内信用組合を通じて、生活資金を融資する。	・融資目標額 1,000万円	・融資目標額 1,000万円	産業労働局
49	企業向けの普及啓発	職業生活と地域・家庭生活の両立が図れるよう、育児介護休業法等の周知や労働時間短縮に向けて、企業を啓発する。	・教育啓発パンフレットの発行 4,000部 ・使用者実務セミナーの開催 年28回	・教育啓発パンフレットの発行 4,000部 ・使用者実務セミナーの開催 年28回	産業労働局
50	家庭向けの情報提供	家庭との両立支援を進めるために、育児休業制度などの情報を提供する。	インターネットによる情報提供(No.110参照)	インターネットによる情報提供(No.110参照)	生活文化局
オ．行動しやすいまちづくり					
51	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議する。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行う。	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務	福祉局
52	福祉のまちづくり事業の実施	・福祉のまちづくり地域支援事業 ・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 ・リフト付タクシー整備事業 ・鉄道駅エレベーター、エスカレーター整備費補助 ・鉄道駅エレベーター等整備事業 ・福祉型バス車両の導入 ・都営交通機関へのベビーキープの設置	・53自治体 ・90両 ・120両 ・27駅 ・エレベーター 13基 ・福祉対応型車両 169両 ・ベビーシートの設置 8駅	・47自治体 ・299両 ・38両 ・24駅 ・エレベーター 8駅12基 ・福祉対応型車両 169両 ・ベビーシートの設置 5駅5基	福祉局 交通局
介護・高齢者に対する支援					
ア．介護への支援					
53	在宅介護サービス	・訪問介護(ホームヘルプサービス) 家庭での入浴、排せつ、食事の介護や身の回りの世話をホームヘルパーが援助する。 ・訪問入浴介護 巡回入浴車が家庭を訪問して入浴の介護を行う。 ・訪問看護 看護職員等が、寝たきり等の要介護者の家庭を訪問し、看護を行う。 ・訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士が、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立を助けるための訓練をする。 ・通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア) 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、在宅サービスセンター等、または、医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。 ・短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等または医療機関等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練を受ける。	21,239,927回/年 733,299回/年 1,705,643回/年 69,652回/年 通所介護 5,482,286回/年 通所リハビリテーション 1,371,221回/年 1,345,630日/年	*第2期東京都 介護保険事業支 援計画素案(中 間のまとめ)に おけるサービス 目標量 21,669,808回/年 650,631回/年 1,513,424回/年 63,723回/年 通所介護 4,746,480回/年 通所リハビリテーション 1,156,017回/年 1,349,925日/年	福祉局

No.	事業名	事業概要	平成15年度計画		平成15年度実績		所管局
54	痴呆性高齢グループホーム	痴呆性高齢者が、小規模で家庭的な共同生活住居において、専門スタッフによる支援を受けながら自立した生活を送ることで、痴呆の進行を穏やかにし、生活の質の向上を図る。	・新規	9 4 ユニット	・新規	4 1 ユニット	福 祉 局
			・継続	4 ユニット	・継続	7 ユニット	
55	介護施設の整備 (特別養護老人ホーム)	区市町村及び社会福祉法人が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助する。	・新規（新築のみ）	1 5 カ所	・新規（新築のみ）	1 2 カ所	福 祉 局
			・継続	1 2 カ所	・継続	1 0 カ所	
56	介護施設の整備 (老人保健施設)	区市町村等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助する。	・新規	1 4 カ所	・新規	1 3 カ所	福 祉 局
			・継続	1 0 カ所	・継続	1 0 カ所	
57	介護施設の整備 (介護療養型医療施設)	介護力強化病院等から療養病床へ転換する際の施設・設備整備費の一部を補助し、要介護者のための必要な病床を確保する。	・介護療養型医療施設整備事業	1 , 3 4 5 床	・介護療養型医療施設整備事業	1 0 0 床	健 康 局
			施設整備		施設整備		
			設備整備	9 7 1 床	設備整備	5 6 4 床	
			・介護力強化病院転換支援事業	4 9 8 床	・介護力強化病院転換支援事業	8 6 床	健 康 局
施設整備	施設整備（継続）						
イ．高齢者の自立支援							
58	高齢者就業センター事業の推進	・ 高齢者就業センター事業の実施 働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談や高齢者を活用する事業主に対する相談、施設の提供など、高齢者就業に係る総合的なサービスを提供する。	高齢者就業センター及び高齢者就業相談所 9 所		高齢者就業センター及び高齢者就業相談所 9 所		産業労働局
	シルバー人材センター事業の推進	・ シルバー人材センターに対する助成 シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村に対して補助する。	5 8 区市町村		5 8 区市町村		
59	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	高齢者に対して身近な地域で就業情報の提供、あっせんを行う拠点を、区市町村と共同して整備する。	1 7 区市に補助		1 1 区市に補助		産業労働局
60	緊急通報システム及び火災安全システムの整備支援	在宅高齢者の生活の安全を確保するために、病弱な一人暮らし等の高齢者家庭への緊急通報システム、及び高齢者のみ世帯等への火災安全システムの普及促進を図る。	・緊急通報システム	1 7 , 6 2 8 世帯 （累計）	・緊急通報システム	1 5 , 8 1 5 世帯 （累計）	福 祉 局
			・火災安全システム	新規 4 1 4 世帯	・火災安全システム	新規 8 6 9 世帯	
			・緊急通報システム受信業務		・緊急通報システム受信件数	8 , 590件	消 防 庁
			・火災安全システム受信業務		・火災安全システム受信件数	374件	
61	シルバーピアの整備	一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン（管理人）又はLSA(生活援助員)を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピアを供給する。	9 , 4 3 8 戸（累計）		9 , 3 9 3 戸（累計）		福 祉 局
			3 0 0 戸（都営住宅の建設等）		1 0 4 戸（都営住宅の建設等）		住 宅 局
62	高齢者向け住宅の提供	・ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成 高齢者が安全・安心に住める賃貸住宅として認定したものについて建設費や家賃減額への補助を行う。 ・ 単身者向け都営住宅の公募 住宅に困窮している高齢単身者に対して、居住の場としての都営住宅を供給する。	2 5 0 戸（認定予定）		8 1 戸		住 宅 局
			募集戸数	1,000戸程度	募集戸数	1,184戸	
ウ．行動しやすいまちづくり							
	再掲No.51、No.52参照						